

# 南魚沼市大和・六日町地域水田農業推進協議会次第

日時 平成20年1月25日 午前9時30分

会場 JA魚沼みなみ営農センター 大会議室

1、開 会

2、あいさつ

3、議事録署名人選任

          黒井 安雄          

          今井 守夫          

4、議 題

(1) 平成20年度 大和・六日町地域米政策改革基本方針について

① 平成20年産の需要量情報について

② 県間・地域間調整の取組みについて

③ 生産調整に係る助成制度について

④ 集落とも補償等の対応について

(2) 地域水田農業活性化緊急対策への対応について

(3) 今後の日程について

5、その他

6、閉 会

平成20年度

# 大和・六日町地域米政策改革基本方針

—水田農業構造改革対策—

(20年産米生産調整への取組み)



平成20年1月25日

南魚沼市大和・六日町地域水田農業推進協議会

## 平成20年産 生産調整推進方針について

### 1、主 旨

米政策改革につきましては、平成14年12月に決定された「米政策改革大綱」に基づき、効率的かつ安定的な経営体が市場動向を鋭敏に感じとり、売れる米づくりを行うことを基本に、消費者重視、市場重視の米づくりを通し「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指した取組みが進められてきました。

しかし、平成19年産米については、全国的な過剰作付けの拡大と引き続き主食用米の需要の減少に加え、消費者の低価格米志向の強まり等により米価が大幅に下落するという異常事態となり、10月29日に国が「米緊急対策」を発動するに至りました。

この緊急対策で国は、①政府備蓄米34万トンの年内買い入れと、備蓄米の市場への放出の抑制。②全農による10万トンの主食用米の非主食用(飼料)への転換。③平成20年産米の生産調整達成に向けた農協系統と行政の連携。等を打ち出すとともに、そのための措置の一つとして都道府県間調整のスキームを設けることとなりました。

さらには、このような状況に対応すべく、平成19年度から導入された「品目横断的経営安定対策」についても「水田経営所得安定対策」へと名称変更し、支援の充実とともに加入要件についても市町村特認を設ける等の見直しを行うこととなりました。

このように引き続き農業政策の転換が進む中、日本一の魚沼産コシヒカリの主産地として、地域一丸となって安全安心な良質米の生産に努めてきた結果、昨年度に続き平成19年産米についても上位等級比率が90%を超える結果となり、安定した高品質米の生産に伴い、販売も順調に進んでいるところです。今後とも継続して安全安心な良質米の生産に向け全力で取組みを進めていきます。

また、平成20年産米の需要量情報については、国は全国の生産目標を平成19年産米の828万トンから13万トン減じた815万トンに設定し、12月5日に各県に対し需要量情報の通知を行いました。

その結果、新潟県の需要量情報は571,490トンとなり、平成19年産米との比較では、25,010トンという大幅な減少となりました。

この国からの通知を受け、新潟県では市町村別需要量情報の提供にあたり、改革要素を9割程度に向上させるとともに、これまでの6要素の算定基準を3要素に簡素化するなかで、新たに「新・品揃え枠」「農業者・協議会裁量枠」という算定基準を設け、需要実績のウエイトを拡大し、12月26日に市町村に対し需要量情報の提供を行いました。

その結果、南魚沼市の市町村別需要量情報は、22,821.62トンとなり、平成19年産に比べ738.07トンの減少となりました。これを受けて、市では県の配分基準を踏襲し、1月11日に市内の各協議会に対し需要量情報の通知を行いました。その結果、市から当協議会への需要量情報は14,479.16トンとなり、601.45トンの減少という厳しい結果となりました。

このため、当協議会では南魚沼市と連携しながら、平成19年産と同等の作付け率を維持するため、国が米緊急対策で打ち出した「県間調整」の取組みを精力的に進めることとし、1月9日の県協議会のヒアリングにおいて、平成20年産における減少分601.45tに平成19年産の地域間調整獲得量の187.2tを加えた790.0tの要望を行ったところです。

この県間調整につきましては、国のスキームの中では1月中旬までに国から各県に対し結果の通知を行うというスケジュールとなっていました。

しかし、現在においても国段階で各県間の調整が続けられているという状況にありますので、今後も県に対しさらに要望を続けるとともに、県内調整についても可能な限り取組みを進め、市と共に平成19年産並みの作付け率を維持するため、精力的に取組みを進めていきます。

## 2、需要量情報について

南魚沼市より大和・六日町地域へ通知された需要量情報から別枠配分の「新・品揃え枠」「農業者・協議会裁量枠」を除き、各生産者の経営水田面積に応じて一律で配分します。

◇平成20年産需要量情報

	20年産	19年産	前年差
新潟県	571,490 トン	596,500 トン	△25,010 トン
全国	815 万トン	828 万トン	△13 万トン
南魚沼市	22,821.62 トン	23,559.69 トン	△738.07 トン

区 分		南魚沼市	大和・六日町地域
従来ベース	a	2,254.28	1,427.41
① 需要実績	b	17,424.38	11,052.94
	新・品揃え枠	191.98	157.50
② 品質の状況	c	2,479.79	1,539.70
③ 農業者・協議会裁量枠		471.19	301.61
合 計		22,821.62	14,479.16
		(4,414.24ha)	(2,800.61ha)
平成19年配分		23,559.690	15,080.610
		(4530.71ha)	(2900.12ha)
比較増減		△ 738.070	△ 601.450
		(△142.76ha)	(△116.33ha)

一律配分(a+b+c)(t)	A	22,158.45	6,643.041	7,377.008
10a保障数量(t)	B	254.36	56.353	117.359
10a保障後数量(t)	A-B	21,904.09	6,586.688	7,259.649
水田面積(ha)	C	5,889.150	1,732.670	1,959.840
10a保障水田面積(ha)	D	49.200	10.900	22.700
10a保障控除後水田面積(ha)	C-D	5,839.950	1,721.770	1,937.140
平均転作率(%) 1- {(A-B)/5.17} / (C-D)		27.45%	26.01%	27.51%
平成19年度転作率			22.00%	23.50%

※大和地域と六日町地域の配分については、前年の配分率により推計。

### ◇平成20年産 基準単収の設定について

①統計情報センター基準収量7中5の算定

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	7中5
南魚沼市	527	543	496	518	502	508	517	514

②統計補正係数による補正

	統情数値(7中5)	補正係数	補正後単収
南魚沼市	514	1.00581	517

**平成20年産基準単収:南魚沼市 = 517kg/10a (H19=520kg/10a)**

### 3、新たな算定基準に向けた取組みについて

平成20年度からは、これまでの「食品産業との結びつき枠」「品揃え枠」が廃止され、新たに「新・品揃え枠」「農業者・協議会裁量枠」が導入されることになりました。

これについては、当地域の作付率の向上と担い手農家の育成等の観点から積極的に取り組むこととします。

#### ◇新・品揃え枠

新・品揃え枠につきましては、「こがねもち」と「五百万石」で対応することとし、配分数量は下記のとおりとします。

なお、配分対象農家につきましては、作付数量の50.0%の加算配分を行うこととします。

品種名	H20計画数量(t)	加算配分率(%)	加算配分量(t)	換算面積(ha)
こがねもち	75.00 (1,250俵)	50.0%	37.50	7.2
五百万石	240.00 (4,000俵)		120.00	23.1
合計	315.00 (5,250俵)		157.50	30.3

#### ◇農業者・協議会裁量枠

農業者・協議会裁量枠につきましては、「学校給食への供給」「環境保全型農業の推進」の各取組みについて、下表に定める加算配分を行うこととします。

##### ①学校給食への供給

- ・配分数量は52.0t(10ha)とする。(H18学校給食米実績 52.6t)
- ・購入価格については、今後の魚沼産コシヒカリの価格動向を勘案しながら、現時点では「16,000円/俵」程度としたい。

##### ②環境保全型農業の推進

- ・環境保全型農業推進加算 = 249.61t

	H20見込み(ha)	換算数量(t)	加算配分率(%)	加算配分量(t)	換算面積(ha)
直播	35.8	186.2	5.0	9.31	1.80
5割減	706.4	3,673.3	5.0	183.67	35.50
8割減	67.5	351.0	10.0	35.10	6.80
JAS有機	27.6	143.5	15.0	21.53	4.20
合計	837.3	4,354.0		249.61	48.30

※5 割減：農地・水・環境保全向上対策の先進的営農活動取組対象水田及び新潟県特別栽培農産物承認制度の承認を受けた米穀。

※8 割減：新潟県特別栽培農産物承認制度の承認を受けたもので化学合成農薬及び化学肥料(窒素成分)がともに南魚沼地域慣行栽培比で8割減以上の米穀。

※JAS有機：有機農産物の日本農林規格第4条の生産方法及び生産基準に基づいて生産され、登録認定機関の認定を受けた米穀。

※「担い手の育成」については、農業者協議会裁量枠に対する県配分が301.61tにとどまったため、取組みを見合わせることにします。

#### 4、平成20年産 転作率の設定について

平成20年産の転作率の設定については、計算上は大和地域 26.01%、六日町地域 27.51%となるが、小数第2位を切り捨て、大和地域 26.0%、六日町地域 27.5%とし、平成20年産の需要量配分を超過する部分については地域間調整等に対応し、それに必要な経費は協議会で負担することとする。

地域区分	平成20年産 転作率	平成19年産 転作率
大和地域	26.0%	22.0%
六日町地域	27.5%	23.5%

#### 5、作付面積の単位について

1㎡単位を四捨五入し、10㎡単位とします。

#### 6、配分調整について

ア、経営面積1,000㎡未満の生産者には全面積を配分します。

イ、経営面積1,000㎡以上の生産者においても、作付面積が1,000㎡を下回らないよう調整します。

#### 7、地域間調整(市町村間、県間)の取組みについて

平成19年産並の作付率の確保を目指し、県間調整・県内調整に積極的に取組みます。そのための県及び他地域との調整は当協議会が行うこととし、その成果については生産調整方針作成者の枠を越え、協議会の方針に基づき配分することとします。

また、この対応により生産者が協議会に納める調整金の単価は10a 当り 31,000円とします。

#### 8、関連する各種制度の推進について

生産調整に関する各種制度について、生産者の利益確保の観点から次の取組みを推進します。

- (ア) 水田経営所得安定対策
- (イ) 集荷円滑化対策
- (ウ) 米需給調整・需要拡大基金

#### 9、加工用米の取り扱いについて

例年どおり農家の希望を取りまとめた上対応します。

◇申込期限：2月15日

## 10、地域振興作物及び協議会重点作物の選定について

平成20年産生産調整推進対策における地域振興作物及び協議会重点作物を下記のとおり定める。

### ◇地域振興作物

- ・大和地域 スイカ
- ・六日町地域 そば

### ◇協議会重点作物

- ・大豆 ・飼料作物 ・そば ・加工用青刈り稲 ・スイカ
- ・加工用ぶどう ・カリフラワー ・ゆり

## 11、生産調整に係る助成制度について

米の計画的生産と今後の農業振興に必要な農産物の生産を目標とした転作を計画的に実施するため、生産調整に係る助成制度を下記のとおりとします。

### 転作助成内容

内容(作物等の例)	基本助成	0.5ha以上 1.0ha未満の 団地助成	1.0ha以上 の団地加算	3ha以上の団地 (1作物1ha以上)	産地づくり特別加算助成 (認定農業者への加算)
大豆・飼料作物 そば・加工用青刈り スイカ・加工用ぶどう・カリフラワー・ゆり	7,000円/10a	20,000円/10a	30,000円/10a	50,000円/10a	6,000円/10a程度
一般的野菜 花き・種苗・豆類・地力増進作物 等 景観形成作物 果樹・農業生産施設用地	4,000円/10a	/	20,000円/10a	40,000円/10a	6,000円/10a程度
土地改良通年施工	0				※産地づくり特別加算助成は、認定農業者の作物作付に対する追加助成です。(但し、集荷円滑化対策への拠出が条件となります。)
加工用米	1,500円/60kg				
10a以上の増反	スイカ・加工用ぶどう カリフラワー・ゆり (販売用の作付に限る)	15,000円/10a			
地域振興作物加算	そば(六日町、塩沢) スイカ(大和)	6,000円/10a程度	※集荷円滑化加入者に交付		

### 集落とも補償

集落とも補償調整金	集落とも補償取組み集落で、配分された面積の超過不足分に対する調整金	+35,000円/10a -31,000円/10a
集落とも補償活動助成金	基本割+戸数割	基本割+(戸数×2,000円) ※基本割の額は下記一覧表のとおり

### ◆産地づくり特別加算助成

認定農業者の生産調整(作物作付)に対し、加算助成を行います。  
ただし、集荷円滑化対策への加入が条件となります。

## ◆集落とも補償活動助成金

	3～10戸	11～20戸	21～30戸	31～40戸	41～50戸	51～60戸	61戸以上
基本割	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
戸数割	2,000円／戸数						

## ◆稲作構造改革促進交付金（担い手以外）

生産調整に取り組む担い手以外の生産者に対して、米の価格下落等の影響を緩和するための支援を下記により行います。

- ・基準収入を当年収入が下回った場合の減収に対し補てんを行います。
- ・補てんの単価は3,000円／10a程度とします。
- ・減収幅が小さい場合は、減収の9割までの補てんとします。

※ 基準収入：過去5年のうち、最高・最低を除いた3年間の平均。

※ 当年収入：出来秋から翌年の1月末日までの入札価格及び落札数量と当年単収に基づき算出。

## 12. 集落とも補償の実施について

集落とも補償を下記により実施します。

### (1) 面積の調整

集落（農区）内で転作目標を達成することを原則としますが、段階的に協議会を通じ集落（農区）間の調整にも取り組み、転作配分面積を達成することとします。

### (2) 集落とも補償調整金額

- ・集落（農区）間調整金額については

未達成調整金＝31,000円／10a

超過達成調整金＝35,000円／10a とします。

- ・集落とも補償調整経費の不足額(未達成調整金と超過達成調整金の差額分)については、協議会で負担することとします。

## 13. 加工用青刈り稲の対応について

- ・生産調整の超過達成が見込まれる場合は、原則として超過分の面積の範囲内で加工用青刈り稲の解除を行います。

## (2) 地域水田農業活性化緊急対策への対応について

### 1 対策の概要

項目	内容
事業年度	平成19年度（単年度）
事業費	500億円（補正予算）
事業概要	国は、20年産米の生産調整を拡大するためのメリット措置として、地域協議会と下記の契約を締結した農業者に対して「緊急一時金」を交付。

### 2 契約の概要（「緊急一時金」の交付に必要な地域協議会と農業者間の契約）

項目	交付単価	交付面積	契約内容
長期生産調整実施契約	⑱生産調整実施農家等 →5万円/10a ⑲生産調整未実施農家等 →3万円/10a	平成19年から 平成20年にかけて の転作拡大面積	加工用米以外の手法による 生産調整の実施。 5年間は生産調整を達成する。

## (3) 今後の日程について

### ◇大 和地域

#### ① 集落協議会長会議

日時 1月29日（火）午後7時30分

会場 JA魚沼みなみ営農センター 大会議室

#### ② 集落説明会

日程 2月5日(火)～15日(金) 全地区（44会場）

### ◇六日町地域

#### ① とも補償推進員(農家組合長)会議

日時 1月30日（水）午後7時30分

会場 南魚沼市役所本庁舎 大会議室

#### ② 集落説明会

日程 2月18日(月)～3月4日（火）全地区（69会場）